

令和2年

第5回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和2年第5回教育委員会会議 議事録

- 1 期 日 令和2年3月16日 月曜日
- 2 場 所 教育委員室
- 3 開 会 午後4時
- 4 閉 会 午後5時30分
- 5 出席者 教育長 米田 進
委員 岩佐 信宏
伊藤佐知子
伊勢 昌弘
吉村 昌之

- 6 説明のための出席者
教育次長 太田 政和
総務課長 片村 有希
高校教育課長 伊藤 雅和
教育次長 渡部 克宏
義務教育課長 石川 政昭
特別支援教育課長 新井 敏彦

- 7 会議に付した事項
報告第2号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決
処分報告
議案第10号 教育庁等職員の任免について
議案第11号 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部
を改正する規則案について

- 8 承認又は可決した事項
報告第2号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決
処分報告
議案第10号 教育庁等職員の任免について
議案第11号 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部
を改正する規則案について

- 9 報告事項
 - ・ 令和2年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
 - ・ 令和3年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について

- 10 会議の要旨

【岩佐委員】

現在、米田教育長は県議会の予算特別委員会に出席中であることから、本日の会議は教育長職務代理者として私が進行いたします。

それでは、ただいまから令和2年第5回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は、4番伊勢委員と5番吉村委員にお願いします。

なお、3番大塚委員は欠席しております。

審議に入る前に、議事の進行についてですが、議案第10号「教育庁等職員の任免について」は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員】

それでは、そのように進行いたします。

はじめに、報告第2号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告」について、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第2号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告」説明概要

- ・令和2年秋田県議会第1回定例会2月議会に追加提案した「教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」について、前回3月5日の教育委員会会議後に知事から意見を求められていたが、教育委員会会議を開くいとまがなかったため教育長が専決処分し、原案どおり同意する旨を回答している。このことを報告し、承認を得ようとするものである。
- ・改正内容は、現下の経済状況に鑑み、教育長の退職手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を講ずる必要があることから、教育長の現在の任期に係る退職手当について、100分の10に相当する額を減ずるものである。
- ・議会の議決予定日は3月19日である。

【岩佐委員】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員】

特になければ、承認してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員】

では、報告第2号を承認します。

次に、議案第11号「秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部を改正する規則案について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第11号「秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・本規則は、教育委員会の権限に属するものを必要に応じて委任したり専決権を与えたりする規則である。
- ・今回規則の第3条を改正する。第3条は、本来教育委員会が決定し、教育委員会名で施行する事項を教育委員会名義で出すが、決裁は教育長で行うという内容である。
- ・育児休業を取得したり配偶者が同行休業したりした場合の代替職員や任期付職員の人事に関することについては、教育長が専決処理することになっているが、第2号から一度外し、第3号に記載するものである。
- ・第3号、第5号及び6号については、場合によっては専決権を教育次長以下に専決処理させることができるという内容であり、例えば高校の代替職員については、高校教育課等で決定することができるようにするものである。
- ・本規則は4月1日から施行する。

【岩佐委員】

議案第11号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

教育長の専決権を教育次長以下に落として専決処理させることができるということですが、その目的は何でしょうか。

【総務課長】

その都度、教育委員会に諮るというのも機動性に欠けますので、教育次長以下で対応しても良いのではないかと考えました。今後、要綱等を作成して詳細を決めていきたいと思えます。

【吉村委員】

それはこの中で謳うということでしょうか。

【総務課長】

別の要綱の中で謳うことになります。

【岩佐委員】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員】

では、表決を採ります。

議案第11号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員】

それでは、議案第11号を原案どおり可決します。

次に、報告事項の一つ目の「令和2年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「令和2年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について」説明概要

- ・2月29日時点における内定状況をまとめたものである。
- ・就職については、各関係機関と連携して一人一人の進路実現に努めていく。
- ・未内定者については、年度を超えてもフォローしていく。

【岩佐委員】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

新年度になっても未内定者をフォローしていくという話がありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、内定取り消しといった動きは県内にありますか。また、今後そのような動きが出てきた際は、どのように対応していきますか。そして、資料2ページ下段の県内就職希望割合と県内就職割合の分母の数字の意味合いを教えてください。

【高校教育課長】

2,439人は就職希望者全体の人数です。就職希望者2,439人のうち、県内就職を希望する人数は1,654人です。また、2,400人という数値は就職内定者全体の数値です。2,400人のうち、県内就職者は1,623人となります。

【吉村委員】

わかりました。

【高校教育課長】

吉村委員の一点目のご質問ですが、我々も心配しておりました。今の段階で、内定取り消しといった話は届いておりません。ただ、各学校で把握していないこともあるかもしれませんので、今後も注意深く見ていきます。仮にそういった事態が生じた場合は、我々も努力しますが、国に

対する働きかけについても、知事部局やハローワーク等と連携しながら国に対処をお願いしていきます。まず、内定取り消しというようなことがないように、仮にあった際の対処についてお願いしていきます。新型コロナウイルス感染症対策として、国から様々な支援策が出てくると思いますので、それを受けて県ができることを考えていきます。悲しい思いをする子どもがいないように頑張っていきたいと思えます。

【吉村委員】

県内ではないかもしれませんが、県外の就職先だと例えば、工場系が内定取り消しということになりそうな気がします。その辺も注意深く見てほしいです。

【高校教育課】

注意深く見ていきます。

【伊藤委員】

未内定者が26人いるということですが、いろいろ活動しているけれども決められないということなのか、もしくは何か問題があって決まらないということでしょうか。また、県内就職の目標値を何パーセントだったらよしとすべきなのでしょう。ぜひご意見を伺いたいです。

【高校教育課】

未内定者の状況は学校から届いております。個々に違う状況はありますが、例えば、就職する意思はあるが受けた会社が見つけれない、一社受けて不採用だと尻込みしてしまって次の会社を決められぬ、9月に一度受験して不採用になったことで、その後前に進めないといった事例があります。あるいは、進学希望だったが急遽、家庭の事情により就職へ進路変更した生徒もいます。また、欠席日数が多く、採用に至らないなど課題を抱えている生徒もおりますし、公務員希望で公務員試験に落ちたが、来年再チャレンジする生徒もおります。

次に二つ目の質問ですが、様々な機会に申し上げていますが、県内就職率74パーセントを目標にしております。この数値は過去最高値で、平成13年度に一度達成しております。まずはこの数値をもう一度目指そうということで頑張っております。ただ、経済状況や社会状況も変わっておりますので簡単にはいかぬと思えます。徐々に目標に向けて、県内定着を図っていきたくて考えております。今の高校生は県内への定着意識が強く、地元で頑張ろうという気持ちを持っています。子ども達の意欲を十分になんてあげられるよう、努力していきたくて考えております。

【伊藤委員】

最近の就活している高校生は、一度不採用だとくじけてしまうという、傷つきやすい傾向があるように見えます。気持ちを立て直してまた次を受けるといふことは、精神的にもつらく厳しいと思えます。落ちる生徒は落ち続けてしまうので、今の企業は厳しいなと思えます。先生方のご苦勞は計り知れませんが、先生方にも頑張ってもらいたいと思えます。74パーセントだとすると、要するに3～4人に1人が県内就職するという高い数値になりますので、引き続き頑張ってもらいたいと思えますが、県内の雇用の受け皿という問題もあります。むしろ若い2～3年のうちに

県外へ勉強に行き、数年後、また秋田に戻ってきてもらい、県外で学んできたことを生かせる機会があると頼もしいなと思います。

【高校教育課長】

伊藤委員のおっしゃるとおり、一度落ちた生徒が次を目指す勇気が持てないということもあります。学校や先生、就職支援員等がいろいろな形で励ましながらやっているところでもあります。74パーセントという数値は非常に高い数値ですが、秋田県に根を張って頑張してほしいと思います。また、進学や県内就職で一度県外に出ることも貴重な経験だと思いますので、必ずしも県内に縛り付けるということではなく、生徒の気持ちに寄り添いながら指導していきます。

【岩佐委員】

他になければ、次に二つ目の「令和3年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」、特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

報告事項「令和3年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」説明概要

- ・特別支援学校の入学者選考及び合格発表について説明。
- ・栗田支援学校高等部環境・福祉科は、県内に1校のみの知的障害の生徒のための職業学科である。そのため、独自に選考日を設定し、不合格者が出た場合には知的障害特別支援学校高等部普通科を受検することができるよう配慮している。
- ・募集人員等については、令和2年9月中旬頃に公告する予定である。

【岩佐委員】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【伊藤委員】

栗田支援学校高等部環境・福祉科を卒業した生徒は、障害者枠で採用されることになるのでしょうか。

【特別支援教育課長】

はい。障害者雇用という形で就労することになります。

【伊藤委員】

それでは、採用者は障害者手帳を持っているということになりますね。

【特別支援教育課長】

はい。

【岩佐委員】

報告事項は以上ですが、他に何かございませんか。

【岩佐委員】

他になければ、議案第10号については、人事案件であることから、秘密会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員】

異議がございませんので、秋田県教育委員会会議規則第26条により秘密会とします。
傍聴者の方は、退室願います。

※秘密会のまま終了